官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七二）　一
〔法規的告示〕
○事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示（財務・経済産業一〇）　二
〔その他告示〕
○ベース・レジストリの指定について（令和五年デジタル庁告示第十二号）を廃止する件（デジタル庁八）　三
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二五一）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一〇五）　五
○円借款の供与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件（外務二五二）　六
○スレイマニア博物館における展示、保存及び修復のための機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五三）　七
○緊急復旧計画のための贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件（同二五四）　八
○保安林の指定を解除する件（農林水産一〇四八～一〇五三）　三
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一五八～一六二）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局七六、七七）　七
○都市計画に関する件（北海道開発局六三）　七
〔国会事項〕
内閣　七
〔人事異動〕
官庁事項　七
〔皇室事項〕
国家試験　七
〔官庁報告〕
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁　八
財団、有権者申出方関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　三

省令

○厚生労働省令第七十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十四条（同法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第十九（第六十六条の七関係） 一～四　（略） 五　その他 イ　（略） ロ　令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。別表第二十第一号イ⑴において同じ。）をする場合にあつては、イの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。 ⑴～⑷　（略） ハ　令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第二十第一号イにおいて同じ。）にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。	**別表第十九**（第六十六条の七関係） 一～四　（略） 五　その他 イ　（略） ロ　令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第二十第一号⑴において同じ。）をする場合にあつては、イの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。 ⑴～⑷　（略） ハ　令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。